

## 滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

### 1. 趋旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立による道路法(昭和27年法律第180号)の一部改正により、これまで国が一律に省令(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号))で定めていた道路標識の寸法と文字の大きさの基準を参照し条例で定めることに伴い、滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例を制定します。(施行予定日:公布日)

※県道における道路標識について条例で定めます。

### 2. 条例の制定内容

案内標識および警戒標識ならびにこれらに付置される補助標識の標示板の寸法と文字の大きさについて、現行「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」と同一の基準で条例化することとします。

#### 県の考え方

県では、現在、現行基準の運用に基づき標識を整備していることから、現行基準と同一の基準で条例化することとします。

## 滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例案要綱

### 1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）（第1次一括法）による道路法の一部改正に伴い、従前、省令で定められていた道路標識の寸法を当該省令で定める基準を参照して条例で定めることとされたことから、新たに制定しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) この条例は、道路法の規定に基づき、県道に設ける道路標識の寸法を定めることとします。 (第1条関係)
- (2) この条例における主な用語の意義を定めることとします。 (第2条関係)
- (3) 県道に設ける道路標識の寸法を定めることとします。 (第3条、別表関係)
- (4) その他
  - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
  - イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

議第 169 号

滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成 24 年 11 月 29 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 45 条第 3 項の規定に基づき、県道に設ける道路標識の寸法について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令  
総理府  
(昭和 35 年 令第 3 号) において使用する用語の例による。  
建設省

(道路標識の寸法)

第 3 条 道路法第 45 条第 3 項の条例で定める道路標識の寸法は、別表のとおりとする。

2 別表に定めるもののほか、道路標識の寸法について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行後に新設する道路標識について適用する。

別表 (第 3 条関係)

1 案内標識

(1) 標示板の寸法ならびに文字および記号の大きさは、次の表に定めるとおりとする。

種類	番号	寸法ならびに文字および記号の大きさ
都 府 県	102 - B	標示板の寸法は、縦 120 センチメートル、横 200 センチメートルとし、文字の大きさは、30 センチメートル（ローマ字にあっては、大文字は 20 センチメートル、小文字は 15 センチメートル）とする。

入 口 の 方 向	103 - A	標示板の寸法は、1辺 120 センチメートルとし、文字の大きさは、20 センチメートル（ローマ字にあっては、10 センチメートル）とする。
	103 - B	標示板の寸法は、1辺 120 センチメートルとし、道路の名称または通称名（以下「道路名称等」という。）を表示する文字の大きさは、20 センチメートル（ローマ字にあっては、10 センチメートル）、方面を表示する文字の大きさは、17 センチメートル（ローマ字にあっては、10 センチメートル）とする。
入 口 の 予 告	104	標示板の寸法は、1辺 120 センチメートルとし、道路名称等を表示する文字の大きさは、20 センチメートル（ローマ字にあっては、10 センチメートル）、入口および距離を表示する文字の大きさは、17 センチメートルとする。
方 面 お よ び 距 離	106 - B	標示板の寸法は、縦 90 センチメートル、横 370 センチメートルとし、文字の大きさは、40 センチメートル（ローマ字にあっては、20 センチメートル）とする。
方 面 お よ び 車 線	107 - A	標示板の寸法は、縦 180 センチメートル、横 210 センチメートルとし、文字の大きさは、50 センチメートル（ローマ字にあっては、25 センチメートル）とする。
	107 - B	標示板の寸法は、縦 140 センチメートル、横 250 センチメートルとし、文字の大きさは、50 センチメートル（ローマ字にあっては、20 センチメートル）とする。
方 面 お よ び 方 向	108 の 2-D	標示板の寸法は、縦 140 センチメートル、横 320 センチメートルとし、文字の大きさは、50 センチメートル（ローマ字にあっては、25 センチメートル）とする。
	108 の 2-E	標示板の寸法は、縦 120 センチメートル、横 200 センチメートルとし、文字の大きさは、30 センチメートル（ローマ字にあっては、大文字は 20 センチメートル、小文字は 15 センチメートル）とする。
出 口 の 予 告	109	標示板の寸法は、縦 150 センチメートル、横 450 センチメートルとし、文字の大きさは、50 センチメートル（ローマ字にあっては、35 センチメートル）とする。

方面および出口の予告	110 - A	標示板の寸法は、縦 270 センチメートル、横 350 センチメートルとし、方面を表示する文字の大きさは、50 センチメートル（ローマ字にあっては、25 センチメートル）、出口および距離を表示する文字の大きさは、35 センチメートル（ローマ字にあっては、17.5 センチメートル）とする。
	110 - B	標示板の寸法は、縦 200 センチメートル、横 320 センチメートルとし、方面を表示する文字の大きさは、50 センチメートル（ローマ字にあっては、25 センチメートル）、出口および距離を表示する文字の大きさは、30 センチメートル（ローマ字にあっては、15 センチメートル）とする。
方面、車線および出口の予告	111 - A	標示板の寸法は、縦 245 センチメートル、横 350 センチメートルとし、方面を表示する文字の大きさは、50 センチメートル（ローマ字にあっては、25 センチメートル）、出口を表示する文字の大きさは、25 センチメートル（ローマ字にあっては、12.5 センチメートル）、距離を表示する文字の大きさは、35 センチメートルとする。
	111 - B	標示板の寸法は、縦 180 センチメートル、横 320 センチメートルとし、方面を表示する文字の大きさは、50 センチメートル（ローマ字にあっては、25 センチメートル）、出口および距離を表示する文字の大きさは、25 センチメートル（ローマ字にあっては、12.5 センチメートル）とする。
方面 および 出 口	112 - A	標示板の寸法は、縦 270 センチメートル、横 350 センチメートルとし、方面を表示する文字の大きさは、50 センチメートル（ローマ字にあっては、25 センチメートル）、出口を表示する文字の大きさは、35 センチメートル（ローマ字にあっては、17.5 センチメートル）とする。
	112 - B	標示板の寸法は、縦 200 センチメートル、横 320 センチメートルとし、方面を表示する文字の大きさは、50 センチメートル（ローマ字にあっては、25 センチメートル）、出口を表示する文字の大きさは、30 センチメートル（ローマ字にあっては、15 センチメートル）とする。

出 口	113 - A	標示板の寸法は、縦 195 センチメートル、横 240 センチメートルとし、出口を表示する文字の大きさは、50 センチメートル（ローマ字にあっては、25 センチメートル）、出口の名称を表示する文字の大きさは、30 センチメートル（ローマ字にあっては、15 センチメートル）とする。
	113 - B	標示板の寸法は、縦 295 センチメートル、横 150 センチメートルとし、出口を表示する文字の大きさは、50 センチメートル（ローマ字にあっては、25 センチメートル）、出口の名称を表示する文字の大きさは、30 センチメートル（ローマ字にあっては、15 センチメートル）とする。
著 名 地 点	114 - B	文字の大きさの標準は、10 センチメートルとする。
サービス・エリアの予告	116 - A	記号を表示する標示板の寸法は、縦 120 センチメートル、横 350 センチメートルとし、サービス・エリアの名称および距離を表示する標示板の寸法は、縦 90 センチメートル、横 350 センチメートルとする。
		記号を表示する標示板の寸法は、縦 90 センチメートル、横 210 センチメートルとし、サービス・エリアの名称および距離を表示する標示板の寸法は、縦 75 センチメートル、横 210 センチメートルとする。
	116 - B	記号を表示する標示板の寸法は、縦 110 センチメートル、横 300 センチメートルとし、サービス・エリアの名称ならびに方向および距離を表示する標示板の寸法は、縦 65 センチメートル、横 300 センチメートルとする。
サービス・エリア	116 の 2-A	記号を表示する標示板の寸法は、縦 120 センチメートル、横 350 センチメートルとし、サービス・エリアの名称および方向を表示する標示板の寸法は、縦 90 センチメートル、横 350 センチメートルとする。
		記号を表示する標示板の寸法は、縦 90 センチメートル、横 210 センチメートルとし、サービス・エリアの名称および方向を表示する標示板の寸法は、縦 75 センチメートル、横 210 センチメートルとする。
	116 の 2-B	記号を表示する標示板の寸法は、縦 110 センチメートル、横 300 センチメートルとし、サービス・エリアの名称および方向を表示する標示板の寸法は、縦 65 センチメートル、横 300 センチメートルとする。

非 常 電 話	116 の 2	標示板の寸法は、縦 90 センチメートル、横 60 センチメートルとし、文字の大きさは、14 センチメートルとする。
待 避 所	116 の 3	標示板の寸法は、縦 90 センチメートル、横 60 センチメートルとし、文字の大きさは、12 センチメートルとする。
非 常 駐 車 帯	116 の 4	標示板の寸法は、縦 90 センチメートル、横 60 センチメートルとし、文字の大きさは、10 センチメートルとする。
駐 車 場	117 - A	標示板の寸法は、1 辺 60 センチメートルとし、記号の大きさは、縦 45 センチメートル、横 31 センチメートルとし、記号の線の太さは、7 センチメートルとする。
	117 - B	標示板の寸法は、縦 90 センチメートル、横 60 センチメートルとする。
登 坂 車 線	117 の 2-A	標示板の寸法は、縦 60 センチメートル、横 160 センチメートルとし、文字の大きさは、20 センチメートル（ローマ字にあっては、10 センチメートル）とする。
	117 の 2-B	標示板の寸法は、縦 90 センチメートル、横 240 センチメートルとし、文字の大きさは、30 センチメートル（ローマ字にあっては、15 センチメートル）とする。
都 道 府 県 道 番 号	118 の 2-A	県道の文字を表示する部分の大きさは、縦 4 センチメートル、横 16 センチメートルとし、路線番号を表示する部分の大きさは、縦 14 センチメートル、横 30 センチメートルとし、県名を表示する部分の大きさは、縦 5.5 センチメートル、横 20.5 センチメートルとする。
	118 の 2-B	標示板の寸法は、縦 24 センチメートル、横 80 センチメートル（路線番号を表示する部分にあっては、縦 27 センチメートル、横 31 センチメートル）とする。
	118 の 2-C	標示板の寸法は、縦 24 センチメートル、横 80 センチメートル（路線番号を表示する部分にあっては、縦 27 センチメートル、横 31 センチメートル）とする。
総重量限度緩和指定道 路	118 の 3-A	標示板の寸法は、縦 70 センチメートル、横 100 センチメートルとし、記号の大きさは、縦 50 センチメートル、横 37.5 センチメートルとする。
	118 の 3-B	標示板の寸法は、縦 70 センチメートル、横 100 センチメートルとし、記号の大きさは、縦 50 センチメートル、横 37.5 センチメートルとする。

高さ限度緩和指定道路	118 の 4-A	標示板の寸法は、縦 70 センチメートル、横 100 センチメートルとし、記号の大きさは、縦 58 センチメートル、横 43.5 センチメートルとする。
	118 の 4-B	標示板の寸法は、縦 70 センチメートル、横 100 センチメートルとし、記号の大きさは、縦 58 センチメートル、横 43.5 センチメートルとする。
	118 の 4-C	標示板の寸法は、縦 70 センチメートル、横 100 センチメートルとし、記号の大きさは、縦 58 センチメートル、横 43.5 センチメートルとする。
	118 の 4-D	標示板の寸法は、縦 70 センチメートル、横 100 センチメートルとし、記号の大きさは、縦 58 センチメートル、横 43.5 センチメートルとする。
道路の通称名	119 - A	標示板の寸法は、縦 24 センチメートル、横 80 センチメートルとし、文字の大きさは、10 センチメートル（ローマ字にあっては、5 センチメートル）とする。
	119 - B	標示板の寸法は、縦 24 センチメートル、横 80 センチメートルとし、文字の大きさは、10 センチメートル（ローマ字にあっては、5 センチメートル）とする。
	119 - C	標示板の寸法は、縦 80 センチメートル、横 20 センチメートルとし、文字の大きさは、10 センチメートルとする。
	119 - D	標示板の寸法は、縦、横それぞれ 90 センチメートルとする。
まわり道	120 - A	標示板の寸法は、縦 30 センチメートル、横 45 センチメートルとし、文字の大きさは、6 センチメートルとする。
高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、入口の方向、入口の予告、著名地点（114-B）、非常電話、待避所、非常駐車帯、駐車場、登坂車線、都道府県道番号、総重量限度緩和指定道路、高さ限度緩和指定道路（118 の 4-A および 118 の 4-B）、道路の通称名およびまわり道を表示するもの以外のもの（以下「その他道路の案内標識」という。）		文字の大きさは、次の各号に掲げる道路の設計速度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大きさ（ローマ字にあってはその 2 分の 1 の大きさ、道路の通称名を表示する文字にあってはその 0.6 倍の大きさ）とする。 (1) 70 キロメートル毎時以上 30 センチメートル (2) 40 キロメートル毎時、50 キロメートル毎時または 60 キロメートル毎時 20 センチメートル (3) 30 キロメートル毎時以下 10 センチメートル

(2) 標示板の縁、縁線および区分線の太さは、次に掲げるとおりとする。

ア 縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、待避所、駐車場およびまわり道(120-B)を表示するものについては9ミリメートル、都道府県道番号(118の2-A)、総重量限度緩和指定道路(118の3-Aおよび118の3-B)および高さ限度緩和指定道路(118の4-Aおよび118の4-B)を表示するものについては16ミリメートル、登坂車線を表示するものについては10ミリメートル、都道府県道番号(118の2-Bおよび118の2-C)および道路の通称名を表示するものについては8ミリメートル、まわり道(120-A)を表示するものについては40ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

イ 縁線および区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

## 2 警戒標識

(1) 標示板の寸法は、1辺45センチメートルとする。

(2) 標示板の記号の大きさは、次の表に定めるとおりとする。

種類	番号	記号の大きさ
+形道路交差点あり	201 - A	記号の線の太さは、6センチメートルとする。
右(または左)方屈曲あり	202	記号の線の太さは、6センチメートルとする。
信号機あり	208 の 2	信号機の円の直径は、13センチメートルとする。
落石のおそれあり	209 の 2	記号の大きさは、縦24センチメートル、横35センチメートルとする。
路面凹凸あり	209 の 3	記号の大きさは、縦10センチメートル、横30センチメートルとする。
合流交通あり	210	記号の線の太さは、本線を表示する線にあっては4.5センチメートル、合流車線を表示する線にあっては4センチメートルとする。
車線数減少	211	記号の実線の太さは、3センチメートルとする。
幅員減少	212	記号の線の太さは、4センチメートルとする。
二方向交通	212 の 2	記号の線の太さは、4センチメートルとする。

(3) 標示板の縁および縁線の太さは、12ミリメートルとする。

3 補助標識のうち、注意事項(510)の標示板(安全速度を表示するものに限る。)の寸法は、1辺30センチメートルとする。

## 注1 寸法

(1) 高速道路等に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数に応じ、横の長さを拡大し、または縮小することができる。

- (2) 高速道路等に設置する案内標識については、その寸法を 3 倍まで拡大することができる。
- (3) 高速道路等に設置する警戒標識については、設計速度が 60 キロメートル毎時または 80 キロメートル毎時の高速道路等に設置する場合にあってはその寸法を 2 倍まで、設計速度が 100 キロメートル毎時以上の高速道路等に設置する場合にあってはその寸法を 2.5 倍まで、それぞれ拡大することができる。
- (4) 高速道路等以外の道路に設置する駐車場を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、横の長さを 2.5 倍まで拡大することができる。
- (5) 高速道路等以外の道路に設置する駐車場、都道府県道番号（118 の 2-A）、総重量限度緩和指定道路、高さ限度緩和指定道路（118 の 4-A および 118 の 4-B）およびまわり道（120-A）を表示する案内標識ならびに警戒標識については、道路の形状または交通の状況により必要があると認められる場合にあっては、その寸法（前号の規定により横の長さを拡大する場合にあっては、拡大した後の寸法）を 1.3 倍、1.6 倍または 2 倍に、それぞれ拡大することができる。
- (6) 高速道路等以外の道路に設置する登坂車線、都道府県道番号（118 の 2-B および 118 の 2-C）および道路の通称名を表示する案内標識については、道路の形状または交通の状況により必要があると認められる場合にあっては、その寸法を 1.5 倍または 2 倍に、それぞれ拡大することができる。
- (7) 高速道路等以外の道路に設置する道路の通称名を表示する案内標識については、表示する文字の字数に応じ、横の長さ（道路の通称名（119-C）を表示するものについては、縦の長さ）を拡大することができる。
- (8) 補助標識については、その付置される本標識板を拡大した場合（第 1 号および前号の場合を除く。）は、拡大した比率に応じ、拡大することができる。

## 2 文字等の大きさ等

- (1) その他道路の案内標識の文字の大きさについては、必要がある場合にあっては、これを 1.5 倍、2 倍、2.5 倍または 3 倍に、それぞれ拡大することができる。
- (2) 高速道路等以外の道路に設置する駐車場を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の 0.7 倍以下の大きさとする。